

宿 泊 約 款

本約款の適用

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

宿泊引受けの拒絶

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔、心身耗弱、薬品等による自己喪失等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

氏名等の明告

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と定めた事項

予 約 金

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることができます。

前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次の掲げるところにより、違約金を申受けます。ただし、団体客（ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、そのお引受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。

- (1) 一般客
 - イ) 宿泊日の2日前に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金10%
 - ロ) 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金20%
 - ハ) 宿泊日当日午前中に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%、当日午後解除した場合その宿泊第1日目の宿泊料金の100%
- (2) 団体客
 - イ) 宿泊日の9日前から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
 - ロ) 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ハ) 宿泊日当日午前中に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%、当日午後解除した場合その宿泊第1日目の宿泊料金の100%

当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1)第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2)第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- (1)第3条第1号の事項
- (2)外国人にあっては、旅券番号
- (3)その他当ホテルが必要と認めた事項

チェックアウトタイム

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は10:30とします。

当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に应付する場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申受けます。

- (1)午後3時まで別途規定料金
- (2)午後3時すぎ室料金の全額

営業時間等

第9条 当ホテルの施設の営業時間は、別表のとおりとします。

第1項の時間及び前項の期間は、臨時に変更することがあります。

料金の支払い

第10条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申受けます。

利用規則の遵守

第11条 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが、定めて当ホテル内に示した利用規則及び諸規定に従っていただきます。

宿泊継続及び館内諸施設利用の拒絶

第12条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども次の場合には宿泊の継続及び館内諸施設の利用をお断りすることがあります。

- (1)第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2)前条の利用規則に従わないとき。

宿泊の責任

第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合をのぞき、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

ホテル志摩石亭利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全確保の為、宿泊約款第11条にもとずき、下記の規則をお守りいただく事になっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第12条により宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りすることもあります。

記

- (1)客室を宿泊および飲食以外の目的でご使用なさないこと。
- (2)館内に許可なくして飲食物をお持込みに、又は外部から出前をおとりにならないこと。
- (3)廊下および客室内でアイロンおよび暖房用炊事用などの火器をご使用なさないこと。但し、レジデンス・シャル・ルームは除く)
- (4)窓の施錠を操作して開放なさないこと。
- (5)ベッドの中で喫煙をなさないこと。
- (6)みだりに外来客を客室内に招き諸設備および諸物品を使用させたりなさないこと。特に午後10時以降客室にお客様にお招きにならないこと。
- (7)館内および客室内の備品を所定の場所からみだりに移動なさないこと。
- (8)館内および客室内の現状をホテルの許可なく変更するような加工をなさないこと。
- (9)館内に次の如きものをお持込みにならないこと。
 - イ)愛玩の動物、鳥類等(但し、盲導犬は除く)
 - ロ)悪臭を発するもの
 - ハ)常識的な量を超える物品
 - ニ)許可証のない鉄砲、刀剣等
 - ホ)発火又は引火しやすい火薬、揮発油類等
- (10)館内および客室内で高声、放歌及び喧嘩な行為その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりしないこと。
- (11)館内および客室内でとばくや公序良俗に反する行為をなさないこと。
- (12)館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさないこと。
- (13)廊下やロビーなどに所持品を放置なさないこと。
- (14)未成年者のみのご宿泊は特に保護者の方の許可のない限りお断りいたします。
- (15)現金、貴重品等はフロント会計の金庫にお預け下さい。万一、室内における紛失、盗難等はホテルは責任を負いかねます。
- (16)当ホテル内諸施設にてのお預かり品の管理責任は各施設ごとに之を定めます。